

一般競争入札公告

次のとおり建設工事の一般競争入札を行うので公告します。

令和6年10月8日

医療法人社団曙会 理事長 池尻 佑美

1 入札内容

- (1) 工事名称 シムラ病院 1階救急室等改修工事
- (2) 工事場所 広島市中区舟入町3番13号
- (3) 工事期間 契約締結日から令和7年2月15日まで
- (4) 工事内容 工事種別:改修工事(救急外来診察室改修工事 128.26 m²)
工事範囲:改修工事に伴う建築・電気設備・給排水衛生設備・空気調和換気設備・消防設備・解体工事等
- (5) 建物概要 構造規模:S 造地上8階建て
建物用途:病院
敷地面積:2038.44 m²
建築面積:1918.55 m²
延床面積:8463.41 m²

2 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 非公表
- (3) 最低制限価格 有
- (4) 入札保証金 無

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 令和6年度広島県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種を建築一式工事とし、主たる営業所を広島市内に有する格付けB以上の者とする。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、広島県の指名除外の対象となっていないこと。
- (5) 過去10年(令和元年5月以降に竣工のもの)に福祉医療施設にて新築・増改築・大規模修繕工事を元請で施工した実績を有する者。
- (6) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。および対象工事に係る設計業務の受

注者又は当該受注者と資本及び人事面において次に掲げる関係にある者でないこと

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有する

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている

4 設計図書

(1) 設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時	令和6年10月8日から令和6年10月18日までの毎日(休日を除く。)午前9時から午後4時30分まで
イ 閲覧場所	シムラ病院管理本部(広島市中区舟入町3番13号 電話 082-292-8481)

(2) 設計図書に対する質問がある場合は、次によって書面を持参により提出すること

ア 受付日時	令和6年10月8日から令和6年10月18日までの毎日(休日を除く。)午前9時から午後4時30分まで
イ 受付場所	(1)イに同じ

(3) (2)の質問に対する回答書は、参加希望者全員にメール通知する。

ア 回答期間	令和6年10月8日から令和6年10月23日までの間
--------	---------------------------

5 入札

(1) 入札日時	令和6年11月11日 午後3時(次の入札場所に集合のこと)
(2) 入札場所	シムラ病院 5階大会議室
(3) 備考	郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和6年11月8日17時00分までに必着すること

6 開札

(1) 開札日時	令和6年11月11日入札に引続き
(2) 開札場所	シムラ病院 5階大会議室

7 資格要件確認書類

入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書、他提出書類を下記の通り提出すること

ア 提出書類	一般競争入札参加申請書
イ 提出方法	持参 又は郵送
ウ 提出場所	4(1)イに同じ
エ 提出期限	令和6年10月25日午前11時

8 落札者の決定方法

- (1) 落札は予定価格以下で最低制限価格以上の者のうち、最低価格の者とする。
- (2) (1)によって落札しないときは、再度入札を実施する(再度入札は3回)。再度入札に参加できる者は初度入札に参加したものとする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は再度入札に参加できない。
 - ① 無効入札をした者
 - ② 最低制限価格未満の入札をした者
- (3) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上ある場合は、実績を判断して落札者を決定する。
- (4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、不落随意契約を行うことがある。

9 委任状 入札者は会社の代表者とし、代理人が入札する場合は委任状を提出すること。

10 支払い条件

- (1) 契約時 契約金額の20%
- (2) 中間時(上棟時、年度末) 30%
- (3) 完成時 竣工引き渡し後に残金を支払う

11 諸手続き及び工事補償

契約後の工事に関する一切の手続き、諸官公庁に対する届出は、受注者において行うものとする。それに要する費用は受注者の負担とする。道路補修、隣家補償、騒音、その他施工上の諸問題はすべて受注者の責任において処理すること。

12 その他

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満諸端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。